

特許権の効力と救済に関する規定

1. 特許権の効力と救済に関する規定

(1) 直接侵害

特許法第68条 (特許権の効力)

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(2) みなし侵害 (間接侵害)

特許法第101条 (侵害とみなす行為)

次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

- 一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
- 二 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

(3) 損害賠償請求権 (不法行為)

民法第709条 (一般の不法行為 - 要件と効果)

故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

特許法第103条 (過失の推定)

他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。

(4) 差止請求権

特許法第100条 (差止請求権)

特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物 (物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。第百二条第一項において同じ。) の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(5) 刑事罰

特許法第 1 9 6 条 (侵害の罪)

特許権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 . 民法上の共同不法行為

民法第 7 1 9 条 (共同不法行為)

数人が共同ノ不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帯ニテ其賠償ノ責ニ任ス共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

教唆者及ヒ幫助者ハ之ヲ共同行為者ト看做ス

3 . 刑法上の共犯

刑法第 6 0 条 (共同正犯)

2 人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

刑法第 6 1 条 (教唆)

人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

刑法第 6 2 条 (幫助)

正犯を幫助した者は、従犯とする。

従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

刑法第 6 3 条 (従犯減輕)

従犯の刑は、正犯の刑を減輕する。